

二輪草枠医員勤務制度

新規採用者及び継続雇用されている期間が1年に満たない場合でも利用できる、小学校3年生までのお子さんを養育している医員を対象とした育児短時間勤務制度です。

《二輪草枠医員の給与等》

給与	日給（11,245円×その日の勤務時間÷7時間45分）
通勤手当	原則、他の医員と同じ ただし自動車等利用者で平均1ヵ月当たりの通勤所要回数（往復）が10回未満の場合は半額
超過勤務手当	原則、他の医員と同じ 1日の勤務時間が7時間45分に達するまでの支給割合は100分の100 （例）1日5時間勤務の場合 超過勤務2時間45分までは時間給の100分の100 2時間45分を超える超過勤務は時間給の100分の125
その他の諸手当	休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、放射線取扱手当、救急勤務医手当、分娩手当

※診療特別手当は支給対象外

※兼業は常勤職員に準じ、1週8時間まで

《二輪草枠医員の勤務形態》

勤務形態	雇用保険	労災	厚生年金	健康保険
月～金 1日4時間（週20時間）	○	○	×	×
月～金 1日5時間（週25時間）	○	○	×	×
月～金のうち 3日に1日7時間45分 （週23時間15分）	○	○	×	×

※詳細につきましては人事課人事第二係まで、お問い合わせください。

（内線 2124）